

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月12日

岩手県監査委員 小野 共  
 岩手県監査委員 千葉 伝  
 岩手県監査委員 吉田 政司  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 政策地域部市町村課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年7月19日

イ 本監査実施日 平成29年9月1日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが2件、240,390円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給に当たっては、担当業務リストにチェック事項を追加し、課内で情報共有を図ることとし再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年6月21日及び同月22日

イ 本監査実施日 平成29年8月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>(1) 公舎料及び駐車場利用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、75,150円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p> <p>(2) 設備修繕工事の契約に当たり、見積合わせとすべきものを特命随意契約としているものが1件、299,991円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>(1) 公舎料及び駐車場利用料の調定に当たっては、財務会計システムの定例調定登録を行い、調定遅延の防止策を講じている。</p> <p>また、職員の意識改革を図るため、コンプライアンスの日の取組や課内会議等を活用して、適正な事務処理について更なる注意喚起を行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>(2) 設備修繕工事の契約に当たっては、課内会議等において工事発注スケジュール等を確認するとともに、会計規則等を遵守し適正な事務処理を行うよう周知徹底を図り、再発防止に努めることとした。</p>